

定期予防接種について

むつ市健康福祉部感染症予防課

種類	対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等	
二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期	11歳以上13歳未満	小学6年生	1回 予診票は小学6年時の春頃送付	
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	1期初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～11月	3回 20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく	
	1期追加		1期初回終了後12～18月	1回 1期初回接種終了後6月以上の間隔をおく	
五種混合※1 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	1期初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～7月	3回 20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく	
	1期追加		1期初回終了後6～18月	1回 1期初回接種終了後6月以上の間隔をおく	
MR(麻しん・風しん)	1期	生後12月から24月に至るまで		1回	
	2期	5歳以上7歳未満であって、小学校就学前の1年間	年長児	1回 予診票は年長児の春頃送付	
BCG		生後1歳に至るまで	生後5～7月	1回	
日本脳炎	1期初回	生後6月から90月(7歳半)に至るまで	3歳	2回 6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおく	
	1期追加		4歳	1回 初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に接種	
	2期		9歳以上13歳未満	1回 小学4年生 予診票は小学4年時の春頃送付	
日本脳炎(特例措置)	1期初回～2期	平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方		接種間隔は、乳幼児の日本脳炎と同様。接種歴によって残りの接種回数異なる。 2期の接種は、制度上は1期追加終了後6日以上の間隔をおけば接種できますが、概ね5年の間隔をおいて接種することが望ましい。	
ヒブ(インフルエンザ菌b型)※1	生後2～60月(5歳)未満 ※接種開始時期によって接種回数が変わります。	生後2月から7月に至るまで	接種開始時期が生後2月から7月に至るまでの間	4回 (初回3回、追加1回)	・初回:27日以上、標準的には27日から56日までの間隔で3回接種(医師が必要と認めるときは20日以上) ・追加:初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月の間隔をあけて1回接種 ※ただし初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行う。超えた場合行わない。追加接種は可能だが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回接種
		生後7月から12月に至るまで		3回 (初回2回、追加1回)	・初回:27日以上、標準的には27日から56日までの間隔で2回接種(医師が必要と認めるときは20日以上) ・追加:初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月の間隔をあけて1回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行う。超えた場合行わない。追加接種は可能だが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回接種
		生後12月から60月に至るまで		1回	
小児用肺炎球菌※2	生後2～60月(5歳)未満 ※接種開始時期によって接種回数が変わります。	生後2月から7月に至るまで	接種開始時期が生後2月から7月に至るまでの間	4回 (初回3回、追加1回)	・初回:生後24月に至るまで、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行う。超えた場合、3回目の接種は行わない。 ・追加:初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月以降、標準的には生後12～15月に至るまで1回接種
		生後7月から12月に至るまで		3回 (初回2回、追加1回)	・初回:生後24月に至るまで、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて2回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行う。超えた場合は行わない。 ・追加:初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月以降に1回接種
		生後12月から24月に至るまで		2回	60日以上の間隔をおいて2回接種
		生後24月から60月に至るまで		1回	
水痘	初回	生後12月から36月に至るまで	生後12～14月	1回	
	追加		初回終了後6～12月	1回 初回接種終了後6月以上の間隔をおく	
B型肝炎		生後1歳に至るまで	生後2～8月	3回 27日以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回接種	
ポリオ(急性灰白髄炎)	初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～11月	3回 20日以上の間隔をおく	
	追加		初回終了後12～18月	1回 初回接種終了後6月以上の間隔をおく	
ロタウイルス (右記のいずれかを選択)	1価	生後6週に至った日の翌日から生後24週に至る日の翌日まで	初回接種は、生後2月～生後14週6日	2回 27日以上の間隔をおく	
	5価	生後6週に至った日の翌日から生後32週に至る日の翌日まで		3回 27日以上の間隔をおく	
子宮頸がん※3	サーバリックス(2価)	(定期接種対象者) 小学6年生から高校1年生の女子 ※シルガード9(9価)は15歳になるまでの間に1回目の接種を行えば、2回での接種完了を可能とする。	中学1年生	3回	・標準的には1月の間隔をおいて2回接種後、1回目から6月の間隔をおいて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から5月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種後、1回目から5月以上、かつ2回目から2年半以上の間隔をおいて1回接種
	ガーダシル(4価)			3回	・標準的には2月の間隔をおいて2回接種後、1回目から6月の間隔をおいて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種後、2回目から3月以上の間隔をおいて1回接種
	シルガード9(9価)			2回	・標準的には初回接種の6月後の2回接種とする。(初回から2回目までの接種間隔は最低5月以上とし、5カ月未満で2回目を接種した場合は合計3回の接種とする。2価及び4価HPVワクチンとの交互接種となる場合は3回接種とする。)
				3回	・標準的には2月の間隔をおいて2回接種後、1回目から6月の間隔をおいて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種後、2回目から3月以上の間隔をおいて1回接種

子宮頸がん(※3)	サーバリックス (2価)	(キャッチアップ接種対象者) 平成9年4月2日から平成20年4月1日生 まれの女性で、過去に子宮頸がんワクチン を合計3回受けていない方	-	3回	・標準的には1月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回 目の接種は2回目の接種後から5月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回 接種後、1回目から5月以上、かつ2回目から2年半以上の間隔を置いて1回接種 ・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り 速やかに行う。
	ガーダシル (4価)			3回	・標準的には2月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3 回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回 接種後、2回目から3月以上の間隔を置いて1回接種 ・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り 速やかに行う。
	シルガード9 (9価)			3回	・標準的には2月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3 回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回 接種後、2回目から3月以上の間隔を置いて1回接種 ・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り 速やかに行う。

(※1)五種混合ワクチン

①使用するワクチンは、五種混合ワクチンを基本とする。ただし、当面の間は、四種混合ワクチン及びヒブワクチンも使用できる。

②四種混合ワクチン及び五種混合ワクチンの交互接種について

同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則とするが、四種混合ワクチン及びヒブワクチンを用いて定期予防接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、五種混合ワクチンを選択しても差し支えないこととする。

③これまでに接種している四種混合ワクチンとヒブワクチンの回数が異なる場合、成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰とならないよう、接種を行うこと。

(例1)初回接種で、四種混合ワクチンを2回、ヒブワクチンを1回接種した方は、初回接種として、五種混合ワクチンを1回、ヒブワクチンを1回接種できる。

また、追加接種として、五種混合ワクチンを1回接種できる。

(例2)初回接種で、四種混合ワクチンを3回、ヒブワクチンを1回接種した方は、初回接種として五種混合ワクチンを接種することはできず、ヒブワクチンは2回接種できる。

また、追加接種として、五種混合ワクチンを1回接種できる。

(※2)小児用肺炎球菌ワクチン

①15価ワクチン及び13価ワクチンの交互接種について

13価ワクチンを用いて定期予防接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、15価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。

(※3)9価ワクチン(シルガード9)

①2価または4価HPVワクチンとの交互接種について

同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則とするが、すでに2価あるいは4価HPVワクチンを用いて定期予防接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、9価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。

②キャッチアップ接種における取扱いについて

同じ種類のHPVワクチンで接種を完了することを原則とするが、すでに2価あるいは4価HPVワクチンを用いてキャッチアップ接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、9価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。

③任意予防接種実施者への経過措置について

定期接種の対象年齢の者が任意接種で9価ワクチンを接種し、1回目または、2回目の接種まで行い、2回目・3回目の接種が定期予防接種以降となった場合は、任意接種で実施した接種も接種回数に含めることとし、残りの接種回数の実施をもって接種を完了したものとみなす。